

# 「通勤災害補償！」

## （労災保険制度より）

### 企業経営の必要条件

ESコンサルタント 藤崎敏郎

#### 知らない損をする 通勤災害補償

会社に勤務する労働者は、通勤途中の事故でケガや死亡事故があったケースで、国からの補償が受けられる制度があります。意外と知られていないのですが、労災保険制度の中に通勤災害補償制度があるのです。これは知らない会社も労働者も損をすることがあります。

労災保険は仕事中のケガや事故による死亡の補償をする制度です。通勤でも本人が避けられない事故に遭遇する

ことがあるので、同様に補償する制度が作られているのです。

#### どのような補償があるか

その補償のことを通勤災害による給付と言います。国からお金がもらえたり、治療が無料で受けられたりするのです。分かりやすく列記すると、下記となります。

- ①全額無料で治療が受けられます。（健康保険と違って個人の3割負担はありません）
- ②会社を休んで治療をすると、その日

数分の休業補償があります。（日給の約6割がもらえます）

- ③死亡したときは、その遺族に年金が支給されます。例えば、夫の平均日給が約1万円で、妻と子どもが一人いるとします。この夫が死亡したケースでは約200万円が遺族の妻に毎年支給されます。（詳しくは社会保険労務士に相談しましょう。もらえないケースや減額・増額されるケースもあります）
- ④障害が残った場合は本人がその障害の重さによって、障害者としての年金がもらえます。

上記が主だったものですが、その他、通勤でケガをした労働者の介護が必要

#### どうしたら補償が受けられるか

な場合の補償もあります。このように、とても手厚い補償が受けられるのです。

これは、労災保険の制度で通勤での事故のケガなども補償する制度です。だから、会社が労災保険に加入していると、通勤での事故のケガでも補償が受けられるのです。

労災保険は個人で加入手続きをする必要はありません。労災保険は会社で一括して加入しています。保険料も労災保険料として会社が全額負担してい

ます。万が一、通勤での事故に遭遇したら、本人は会社に連絡するだけで良いのです。後は、会社の担当部門（通常は総務部）が対応してくれます。できたばかりの会社で労災保険に未加入のケースがあります。できるだけ早期に加入しないと、事故が発生してからだと支給されません。

#### これだけは知っておこう！

このような通勤災害の補償を受けられるかどうかの判断のルールがあります。これを知らないで大損してしまいます。

それは、通勤の途中で通勤とは全く関係ない行為をすると、以後は通勤とは認められないことです。通勤と認められないと、補償を受けることができないのです。

認められない事例を列記すると①マージャンをする②映画館で映画を観る③バー、居酒屋でお酒を飲む④デートをして長時間話をする⑤通常と違う道順で帰るなどです。（通勤から逸脱・中断することになります）

例えば、会社での勤務を終えて退社する際に、職場の友人と会ったので、

近くのコーヒーショップに立ち寄り4分ほどコーヒーを飲みながら歓談しました。その帰りに転んでケガをしましたが、通勤災害が認められませんでした。

- しかし、通勤の途中で最小限の必要な行為であれば、以後も通勤として認められます。①駅のトイレを使用する②駅の売店でタバコ、雑誌を買う。③駅の自動販売機でジュースを買って飲むなどです。

#### 過去の通勤災害での補償事例

例えば、①自動車にひかれた場合②電車が急停車したため転倒してけがをした場合③駅の階段から転落した場合④歩行中にビル建設現場からの落下物によって負傷した場合⑤転倒したタンクローリーから流れ出る有毒物質によって急性中毒にかかった場合などは、通勤災害としての補償事例があります。

なお、通勤途中でケガや死亡事故にあったとしても、以下のようなケースでは通勤災害に該当しないとされています。①本人の自殺②顔見知りの者からの個人的な感情による暴力によりケ

ガをした場合③火災現場で消火活動に協力してやけどをした場合（通勤とは関係ない行動だからです）

前記の③と同じ善意の行為で、通勤途中に交通事故を発見し、事故車両の移動など手伝ってケガをしたのですが、通勤災害の補償を受けられなかった事例があります。残念ながらこのような行為は通勤とは関連のない行為とされるために、通勤災害の補償は受けられないのです。善意の行為で社会的には評価されるべき立派な行為ですが、補償は受けられないのです。

#### 通勤災害と認められなかった事例

会社での仕事を終えた後に、会社内で同僚と飲談するケースはあると思います。これが長時間（3時間以上）におよぶとその後の通勤で事故があったとしても、通勤災害として認められません。同様のケースで、業務終了後に社内テレビの野球観戦を1時間した後の帰宅途中で交通事故にあったケースがあります。このケースでは通勤災害としての補償が受けられませんでした。

また、飲食店で得意先を接待し、その帰り道で事故にあった場合は一般的な

に通勤災害として認められません。接待は会社の仕事の一環という意味合いが強いのですが、認められないケースが多いのです。

最近、社内の宴会でお酒を飲んだ後に自宅までの帰る駅の階段で転んで死亡した事例が、裁判で通勤災害として認められた珍しいケースが掲載されました。宴会中にも管理職として部下の指導をすることが会社から指示されていたこと、強制参加だったことが決め手だったそうです。

#### よくある事例

台風が来るので、翌日の仕事のために会社近くのホテルに宿泊することがあると思います。ホテル宿泊後の翌朝に、会社に行く途中で転んでしまつてケガをしたとしても通勤災害の補償は受けられます。

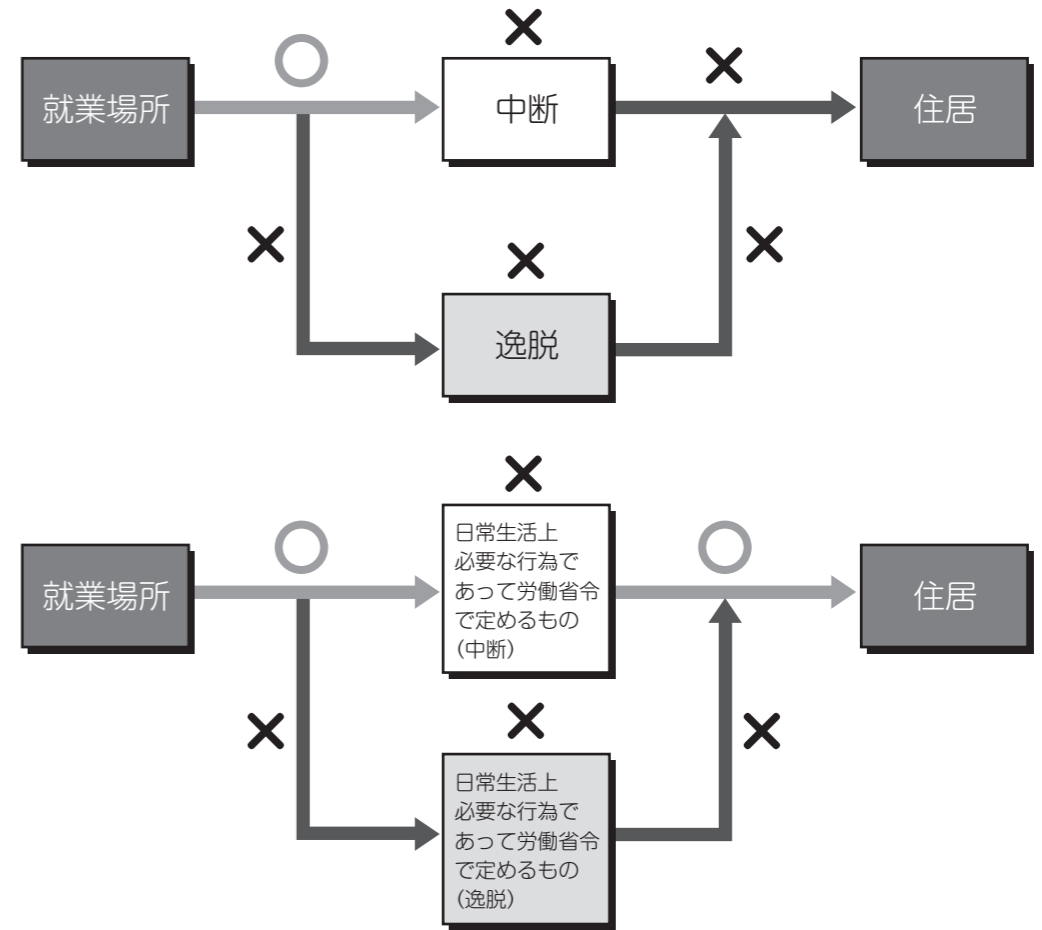
通常は自宅から会社、会社から自宅への移動でないこと認められませんが、やむをえない事情と判断されるケースでは認められるのです。同じようにホテルに宿泊したとしても、マージャンや飲酒で帰宅できなくなつてホテルに宿泊したケースでは、翌日の会社への



▼ふじさき・としろう  
大阪市立大学卒業。イトーヨーカドー入社後、関東のパチンコチェーン店にスカウトされる。経営計画室長として、店舗マニュアルの作成・営業指導・社員研修を行う。その後営業担当部長として、全店舗の指導・競合店対策・不振店対策を行う。現在は、社会保険労務士としてパチンコ企業の人事・労務システムの作成、就業規則などの作成を行う。コーチングを生かした社員教育は好評。  
ご連絡はホームページhttp://www.p-roumu/または携帯090-6044-3307よりお願いします。

\*参考資料

- 通勤の範囲として認められるもの
- × 通勤の範囲として認められないもの



■通勤災害について

通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡を言います。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復は「通勤」とはなりません。ただし、逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって、労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き「通勤」となります。このように、通勤災害とされるためには、その前提として、労働者の住居と就業の場所との間の往復行為が労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。

就業規則に違反しても通勤災害としては認められた事例

ある社員が会社にはバス通勤をする  
と届け出て、通勤手当の支給を受けて  
いました。実際は、自家用自動車で通  
勤していました。会社に通勤するため  
に、その自家用自動車の運転中に、交  
通事故に巻き込まれてしまいました。  
このような場合でも、通勤災害として  
認められる事例があります。

通勤途中でケガをしても認められませ  
ん。

通勤災害でなく、業務災害となる事例

会社にはその届出をしていなかったが、  
就業規則上の違反とはなりませんが、通  
勤災害とは関係ありません。会社まで  
の通勤での道順などが、通常の誰もが  
使うような道順であれば補償が受けら  
れるのです。ただ、就業規則違反とし  
て、懲戒処分につながる可能性があり  
ます。バス通勤と自家用車通勤との交  
通費の差額の返還を請求されるケース  
となります。

会社の通勤用のマイクロバスで帰宅

する途中、バスが急ブレーキをかけた  
ため、手すりに当たり、打撲傷を負い  
ました。このケースは通勤災害でなく、  
業務災害となります。会社の責任によ  
る事故となるのです。労災本来の業務  
災害の補償を受けることとなります。  
同じような例として、出張があります。  
会社の指示命令に基づく行為なので、  
会社の管理下にあるから業務災害にな  
るといえるのです。補償内容は通  
勤災害とほとんど同じです。

通勤災害は労基署に相談しよう

労災保険の制度なので、会社の住所  
地の近くにある労働基準監督署に相談  
します。そして、通勤事故などがあつ  
た場合は、その労働基準監督署に会社  
の担当者が既定の書類を提出すること  
になります。

労基署というと敬遠される傾向があ  
ります。身近に感じるのが少ない役  
所ということが原因でしょう。今回の  
ような通勤での事故があったケースで  
も補償の手続きをしてくれる非常にあ  
りがたい役所です。近くの労基署に一  
度行ってみましょう。入り口近くに必  
ず、パンフレットが置いてあります。

今回の通勤事故のことを書いたものや、  
健康診断のことを書いたものなど、会  
社と社員の利益になるものがたくさん  
あります。労災課の窓口で相談すると  
優しくアドバイスをしてくれるはずで  
す。

私が訪問する会社での人事コンサル  
ティングの時にも、このような専門の  
話が喜ばれています。ぜひとも御社を  
担当する人事コンサルタントにも相談  
してみてください。経営者・上級管理  
職は会社を守るためにも知らなければ  
ならない必要な知識です。もし、懸念  
な人事コンサルタントがない場合に  
は、ご連絡いただけるとご相談に応じ  
ます。

\* 前々回に掲載されたES社員満足  
経営」について問い合わせがありまし  
た。また、前回のパチンコホール企業  
向けの「シンプル人事表作成」につい  
て、具体的に教えて欲しいという問い  
合わせもありました。この二つにポイ  
ントを絞って、2月27日(水)に東京  
でセミナーを開催いたします。(詳しく  
は090-6044-3307にお問い合わせい  
合わせ下さい。)

パチンコホール経営者の良きアドバイザー **藤崎敏郎事務所** パチンコホール企業のリスク管理」執筆

**おまかせください!!**

- 社員研修お受けいたします。**  
コーチングセミナー、マネジメントセミナー、問題発見セミナー、チェックリスト作成セミナー等好評です! すぐに効果が出ます。
- 就業規則作成・改訂等の相談をお受けいたします。**  
御社オリジナルのリスク回避型就業規則を作成して、将来起こりうるリスクから御社を守ります。
- 新人事制度の構築をお受けいたします。**  
評価体系や賞金制度を、御社オリジナルで作成いたします。

TEL: 090-6044-3307 (E-mail) fujisaki-tosiro@s3.dion.ne.jp URL: <http://www.p-roumu.com/>